

公立大学法人和歌山県立医科大学が発注する清掃業務における 仕様書の変更について

今後、公立大学法人和歌山県立医科大学が発注する清掃業務において、さらなる品質の向上を図るため、ビルクリーニング技能士の常駐を求めることとし、下記のとおり仕様書を変更しますのであらかじめお知らせします。

仕様書の変更点

受託責任者・副受託責任者に、従来の要件に加えて次の資格を求めます。

- ・ 受託責任者：1級ビルクリーニング技能士
- ・ 副受託責任者：1級又は2級ビルクリーニング技能士

※ 受託責任者は原則として受託業務場所に常駐すること。
受託責任者が不在の場合は、副受託責任者が常駐して受託責任者の業務を代行すること。

ビルクリーニング技能士について

ビルクリーニング技能検定は、ビルにおける環境衛生維持管理業務のうち、ビルの所有者から委託を受けて行うビルクリーニング作業について必要な技能を評価するものです。昭和57年5月職業能力開発促進法（旧・職業訓練法）に基づき、技能検定の職種としてビルクリーニング（単一等級）が加えられ、国家検定として認められました。

また、平成28年度からは、単一等級から複数等級（1級・2級・3級・基礎級）試験として実施しており、全ての等級において、ビルクリーニング技能検定の合格者には、合格証書が交付され、技能士の称号が与えられます。